

# 環境と正義

## Environment & Justice

1

2007

### 事件報告

— イタイイタイ病根絶の闘い

### リスクと予防原則(3)

— 米国地方政府とNGOの予防原則

連載 形見の貝 — クロヘナタリ

第2回 EGP(欧州緑の党)大会参加記

東京 下北沢からの報告(1)

インターネット・トピックス

— the Burma Lawyers' Council

日本の紙原料供給地の現状

— タスマニア森林問題と野生生物

日弁連 意見書

「地球温暖化防止対策の強化に向けて」を公表

ニュースクリッピング

NGO紹介

— 日本原水爆被害者団体協議会



画：西村好美

### Essay

#### 子どもと生き物

萩原朔太郎の詩で美しく、印象深いもののひとつに『蛙の死』がある。

蛙が殺された、  
 子供がまるくなつて手をあげた、  
 みんなでいつしょに、  
 かわゆらしい、  
 血だらけの手をあげた、  
 月が出た、  
 丘の上に人が立ってゐる。  
 帽子の下に顔がある。

子どもは生来、無邪気さと残酷さを併せ持っている。だからこそ生き物を殺すのも平気で、そういった体験を積み重ねていくことで命の貴さや、生態を通じて自然のことを知るのだと思う。

私自身も、子どものころはアリを踏みつぶしたりナメクジに塩をかけたりして、よく遊んだ。今思うと、体液が出たり溶けたりと形が変わることが楽しかったのだろう。そのうちに、どんなに小さな虫であっても生き物の命をむやみに奪うことはよくないことだと受けとめるようになり、蚕やカブトムシなどを飼育することに楽しみが移っていった。

子どもは生き物に興味を持つ。それは普遍的なことだと思っていたのに、ある保育士から「最近の園児は、虫を見ても怖がるだけで触ろうとしない」と聞いた。虫を見たり触れる機会がめっきり減ったせいなのだろうか。そもそも、自然破壊が進む中で虫は減っているのだから仕方ないと思わなければならないのか。否、生き物とのかかわり方を教えなかったり、良好な自然環境を守れていない大人の問題だと思う。

子どもに命の貴さ、自然の素晴らしさを伝えるには、まずは大人が理解しなければならない。自然の中に身を置けば、人間の存在がいかにちっぽけなものが分かる。身近な自然に足を向ける暇もないのであれば、まずは手塚治虫の『火の鳥』を読むことをお勧めしたい。

(藤井弘子 編集者)



日本環境法律家連盟

JAPAN ENVIRONMENTAL  
LAWYERS FEDERATION

## リスクと予防原則(3) 米国地方政府とNGOの予防原則

谷脇多佳子

### 6. 米国環境保護運動と予防原則

米国における近代環境保護運動は、1962年に出版されたレイチェル・カーソンの『沈黙の春』と1970年のアースデイに端を発しているとされている。農薬の乱用による環境汚染に警鐘を鳴らした『沈黙の春』の中でレイチェル・カーソンは市民の「知る権利」の重要性を説き、市民活動を奨励した。この『沈黙の春』が発端となり、8年後には2千万人もの人々が参加して地球環境保護を呼びかける全米規模のデモが行われ、アースデイが誕生した。アースデイの発案者であるゲイロード・ネルソン元上院議員によると、草の根レベルでの自発的な市民活動がアースデイ成功の秘訣だったということだ。

アースデイの成功を受けて、大気汚染防止法、水質汚染防止法などの環境法令が制定され、1970年に環境保護庁(EPA)も設立された。その後も廃棄物や、有害物質、農薬、汚染地域の浄化作業などに関する環境法令や、絶滅危惧種の保護法令などが次々と制定されている。第2回の「米国の予防(原則)の流れ」にあるように、米国の法律には「予防原則」の文言は見当たらないが、NEPAやTSCA、PPA、FQPAなどの法律には予防の概念が含まれているとされている。これらの法律以外にも、予防原則を語る際には知る権利法と公共信託理論(Public Trust Doctrine)が引き合いに出される。知る権利法では、TRIや製品安全データシート(MSDS)などによって、予防原則の要件の1つである「透明で包括的な意思決定過程の促進」が義務付けられている。また、公共信託論によると大気や水などの環境資源は州が信託的に保有している公共の信託財産であり、公衆と未来の世代のために保護されなければならないが、この判例理論には予防原則と同じ「公共の利益の保護」という論拠が含まれているからだ。

しかし、アースデイ成功の後、産業界や宗教右派を始めとした保守派の巻き返しにより、環境保護運動は低迷を続ける。1980年代にレーガン・ブッシュ共和党政権によって環境政策を後戻りさせる動きが始まった。クリントン・ゴア民主党政権ではFQPA(1996年)の制定など多少回復したが、その後ブッシュ・チェイニー共和党政権によって米国環境政策は180度転換し後退を余儀なくされている。

予防原則の文言が規制に入らない理由として、行政管理予算局(OMB)が個々の新規制の指導・審査にあたることが挙げられているが、OMBのジョン・グラハム長官は、就任前はダウケミカル社や化学工業会が出資するシンクタンク、「ハーバード・リスク分析センター」の所長だった。2002年のEU規制当局に向けたスピーチの中でグラハムは「予防原則は、一角獣のように不可思議な概念だと考えている」と述べている。

環境保護運動が低迷した理由として、リーダー的立場にある全国規模の環境保護団体が環境問題、特に地球温暖化問題へのアプローチを誤ったという批判の声が環境保護運動家から上がり論争を呼んだ。2004年のブッシュ大統領再選とほぼ同時に発表されて話題を呼んだ「The Death of Environmentalism(環境保護運動の死)」<sup>1</sup>と題されるエッセイによると、シエラクラブや天然資源保護協議会(NRDC)に代表される、全国規模の予算にも恵まれた環境保護団体が、環境問題を悲観的に捉え、連邦政府に対するロビー活動や訴訟による活動に固執し、一般の人たちへの啓蒙活動に力を入れてこなかったということだ。

しかし、同エッセイが指す「環境保護運動」とは、あくまで全国規模の財力のある環境保護団体の活動であって、1980年代に始まったアフリカ系アメリカ人やヒスパニック層などマイノリティの立場に立った「環境正義運動」は含まれていない。また、主要メディアではあまり取り上げられていないが、持続可能な有機農業と消費者を直接につなごうとする「健康に良い食べ物(good food)」運動も徐々に勢いをつけてきている。主流派の環境保護団体以外にも、中・小規模の市民団体が、地道に草の根レベルで環境保護や環境正義、有機農業などの市民活動を続けてきているのだ。

## 7. 米国地方政府およびNGOの予防原則

米国では1998年にウィスコンシン州のウイングスプレッドで行われた会議の後に発表された声明をきっかけとして予防原則が一般的に論じ始められた。ウイングスプレッドはテオ・コルボーンらの『奪われし未来』(1996年)への道程である1991年の第1回目の会議が有名だが、従来のリスク評価を批判し予防原則の適用を提唱したウイングスプレッド声明が発表された会議は第7回目にあたる。

### 1) 地方政府の動き

米国連邦政府がリスク評価に固執している間に、予防原則の法制化の動きは環境保護団体や市民団体の草の根活動を反映して、マサチューセッツ州やサンフランシスコ市と郡など地元のレベルですでに始まっている。

ウイングスプレッド声明は、マサチューセッツ州の有害化学物質使用削減政策に端を発している。同州は1989年に「有害使用削減法」を制定し、約900種類の有害化学物質を特定量以上使用している

---

• <sup>1</sup> Michael Shellenberger and Ted Nordhaus, “The Death of Environmentalism: Global Warming Politics in a Post-Environmental World,” The Breakthrough Institute, September 29, 2004

[http://www.thebreakthrough.org/images/Death\\_of\\_Environmentalism.pdf](http://www.thebreakthrough.org/images/Death_of_Environmentalism.pdf)

企業に対し、汚染防止の機会の検討とその実施、およびその成果の判定を行い、報告を毎年義務づけた。1996年に同州が行った調査によると、1990年から1995年の間にマサチューセッツ州の企業による有害化学物質の排出は65%以上、化学廃棄物の量も20%削減されている。また、同法の規制によって同州の産業界は1500万ドルの経費節減を実現できたということだ。同法には予防原則の文言は含まれていないが、特定有害化学物質の使用削減、有害廃棄物の半減という目標が示されていること、そして企業が立証責任を負いその報告内容が一般に公開されていることなどから、予防原則が適用された成功例として引用されている。

市のレベルでは、サンフランシスコ市と郡で2003年10月に予防原則の文言を盛り込んだ環境法典が成立している。同法典の第1章「予防原則政策声明」では、「市および郡のすべての役員、委員会、審議会は市と郡の業務を行う際に予防原則を実行するものとする」と述べられている。同年3月に発表された「白書－予防原則とサンフランシスコ市と郡」には、冒頭にウイングスプレッド声明が挙げられており、予防原則の歴史や内容などが詳細に説明されている。同白書によると、サンフランシスコ市と郡の法規制には予防原則の概念がすでに含まれているものが多いため、同法典に予防原則の文言を用いることで、同市と郡の環境問題に対する姿勢を再確認したということだ。

## 2) NGOの動き

予防原則に基づく市民活動は全国各地で個々に行われている段階だが、これらの地方レベルの市民活動を全国規模で結集するために2006年9月に第1回予防原則会議<sup>2</sup>がメリーランド州ボルティモア市で開催された。

第1回予防原則会議は、健康・環境・正義支援センター(CHEJ)と科学環境保健ネットワーク(SEHN)、環境研究財団(ERF)の3団体が共催し、60あまりの市や州の地方政府、全国規模の環境保護団体の協賛を得た。CHEJは、ラブキャナル事件で900世帯を汚染地域から避難させることに成功した経験を生かすために設立された全国規模の草の根環境保護団体で、事務局長のロイス・マリー・ギブスは「スーパーファンドの母」として知られている。また、科学ディレクターのスティーブン・レスターはラブキャナル事件当時、住民側の科学者として活躍している。レスターおよびSEHNのラフェンスパーガー、ERFのピーター・モンタギューは、ウイングスプレッド会議の参加メンバーだ。

同会議には全米各地から予防原則を実践すべく地道に努力を続けている環境保護団体や市民団体の活動家が300人以上参加し、それぞれの活動報告や情報交換、ネットワーク作りが行われた。ブレスト・キャンサー・ファンドの発表によると、先述のサンフランシスコ市と郡が、全米で初めて予防原則の法制化に踏み切ったのは、乳がんや水質問題、環境正義の分野で活動するNGOが連携して

---

<sup>2</sup> 第1回予防原則会議ウェブサイト：[http://www.besafenet.com/ppconf\\_proceedings.html](http://www.besafenet.com/ppconf_proceedings.html)

地道な努力を続けた成果だ。また、オレゴン州のポートランド市とマルトノマ郡は、有害化学物質を削減するために予防原則を適用する決議案を採択しているが、地元の環境保護団体と市および郡の職員の緊密な協力関係が成功の秘訣だったということだ。メイン州では難分解性化学物質の規制が厳しくなっているが、草の根レベルで市民団体が連携して活動することの重要性を説き、環境問題を悲観的に捉えるのではなく、人の健康、特に子供の健康を守るというテーマで一般の人たちへの啓蒙活動を行ったことなどが成功の秘訣だったということだ。

米国では地方レベルの草の根市民活動がまず地方政府の環境政策に反映され、地方の市民活動が徐々に発展して全国規模に広がり連邦レベルの環境政策へとつながってきた。1960年代、1970年代に成功を収めたあと、1980年代に環境政策の後退が始まり、米国の環境保護運動は低迷を続けた。しかし、最近になってブッシュ政権の環境政策に反対して、地球温暖化や農薬、環境正義、有機農業など様々な分野における草の根市民活動が全国規模に広がりつつある。第1回予防原則会議もこれらの活発な市民活動の一例だ。

予防原則の文言は見受けられないが、その概念はすでに幾つかの米国環境法規制に盛り込まれている。これらの米国の法規制が的確に実施されることが期待できるような要因も出てきた。2006年11月の中間選挙では、イラク戦争、ブッシュ共和党政権および共和党多数派議会に不満を抱く有権者が連邦政策の軌道修正を求めて予想を上回る勢いで民主党議員に投票した結果、環境保護に積極的な民主党が12年ぶりに上下両院において多数党となったからだ。米国環境保護政策にどのように予防原則が適用されていくのかこれからの展開が楽しみだ。